井戸端だより

第 27号

発行日: 1999. 10.22

発行:くらしの学習会

度重なる台風の到来で雨の多い夏でした。 重信町でも被害が出たようです。

皆様の所は大丈夫でしたか?。

遅くなりましたが、『井戸端だより』第27号をお届けします。

7月と8月の「例会」は、2回連続でストレッチ体操をしました。 7月は町民会館で、8月はツインドームでしました。 2回とも、10名程の参加でしたが、快い汗を流しました。

8月21日(土)の夜、林さん宅で「出会い塾」を開催しました。 韓国の崔宰源さんとの楽しい交流でした。

9月「例会」は、来年4月から施行の介護保険に関する学習会をしました。 役場保険年金課介護保険係の渡部さんに出席していただき、 重信町の介護保険への取り組みや、 現在進められている事や予定されている事を聞くことができました。

ストレッチ体操を家庭で!

7月例会(7/2) 8月例会(8/30)

私達が立っていたり、座っていたり、歩いたりするには、体の筋肉や関節などに部分的に重い負担をかけてしまっています。

皆さんは、年を重ねる度に、上記の動作が少しずつ辛くなっていませんか?。 辛いとまでは感じなくても、10代や20代の頃に比べると、他の動作に移 るのに、時間がかかるようになっていませんか?。

ストレッチ体操は,私達の筋肉や関節が,弱くなったり,硬くなっていくの を,少しでも現状に止めようと体に働きかける体操です。

だから、毎日、少しずつ家庭で行うことが大切です。

今回は、朝・昼・夜とやる簡単な動きを紹介してみます。

《朝》 顔を洗い、タオルを使ったら、そのタオルの両端を持って、両腕を思い切り上に上げる。

腕を上げたまま、体を左右に軽く曲げる。

《昼》 椅子に座り、背中を伸ばす。 首を前後左右に曲げる。そして回転。 次に、背中をしっかり伸ばしたまま、胸をゆっくりと膝に近づける。体を戻す。これを数回繰り返す。

《 夜 》 足を前に投げ出したまま座り、上半身を左右にゆっくりひねる。

如何ですか?。

他の動きも組み合わせると、体がもっと気持ち良くなりますよ…。 さあ、今日からやってみてください。

Let Stretch!

梅雨の中休み。身体もストレスをいっぱい溜め込んでぶくぶくです。 ストレッチしませんか?とお誘いを戴きましたが、年寄りの冷や水。筋でも 違えたら大変と、半分は敬遠ぎみに見学だけでもと思って出かけました。 余分 無駄なお肉はありませんタイプの大六さんに参加しなければ意味ないです。 と駄目押しが出た所で覚悟をきめはだしになります。まず腹式呼吸~吸って 吸って鼻から吸います はい一寸呼吸止めて口からはきます 静かには一ア、ア、 全部出し切ってください。インストラクターの動作をちらちら追いながら、 あちこちの骨、筋肉を伸ばしたり縮めたり あれー足の甲がつった どうしよう。 足首をぐるぐる廻したり グーチョキパーをしてみたり、どうにかおさまりました。 よかったー。

静かな曲に合わせてイメージをふくらませながら手足を動かすうち だんだんと 筋肉もリラックスしてきて、何だか無我の境地に引き込まれていきます。 いつも使わない筋を気持ちよく伸ばすと新鮮な血がとくとくと全身を流れていく 様な気がしてきます。

自疆という字があります。竹は雪の重みでしなっても折れないように 自分の限界まで、曲げたりそったりできるのはこの上ない幸せなのだと実感致しました。 しっとりと汗ばんだ後の気分は申し分ないの一言でした。

1. Fina-a



~~~~~~

## みんなの体操。って知ってますから

従来の第1.2体操は動きが早くていたの。もかかくりの経を使じしたいと思っている。たっろ方にお夢めの体操ですれるドラレビアノロリから紹介されています。 場形一度で質になって下か

9月例会(9/27)

来年4月の実施を前に、重信町の介護保険への取り組みは、どう進んでいるのか?。また、町独自の保険福祉サービスは、今後どのような計画を持っているのかを知りたいと思い、学習会を開いた。

まず、町の介護保険係の渡部さんから、パンフレットに基づき説明を聞いた。

- 重信町の高齢化率は、平成11年4月1日現在17.58%で、全国平均の 16.20%を上回っているし、これからも増加傾向にある。
- 。 保険料は、国の介護報酬額が来年1月に決定される予定なので、町の決定は、来年3月になりそうだ。
- 。 介護認定審査会は、川内町、中島町、重信町の三町合同で行うが、保険料は、各町で異なる。
- 。 申請から認定通知までの期間は、30日以内に行われることになっているが、通知が遅くなっても、申請日に遡って適用されることになっている。 その後、参加者各自が、介護保険に関して不安に感じていることや、疑問に思っていることを質問した。

主な質問内容は、介護保険の各段階での『公平性』に関することだった。

- ☆ 要介護認定の基となる調査員の調査票は、人によって見方が違うし、医師 の意見書も、専門分野でないと正しい判断は難しいだろう。各々1人ずつの 判断では、公平性に欠けるのではないか?。
- ☆ ケアマネージャーについて、その身分が各老人事業所に属するのなら、ケアプラン作成時に本人の望む事業所に入所できなくなるのではないか?。

ケアマネージャーは、町役場職員でないと、公平なケアプランを作成して もらえないのではないかという不安がある。

☆ 自立又は要支援との判定を受けると思われる、現在の施設入居者の5年後は、町保険福祉サービスでどのような対応をしていくのか?。

以上の意見について、現在のところの町としての対策や計画は聞けなかった。 町は、国の指導を守りながら、国の予算措置を待ちながら作業を進めているようだ。

しかし、全国各地では、様々な取り組みが検討され、テレビや新聞等で毎日 のように報道されている。

選ぶ。これが介護保険の基本的な考 られる。制度を生かすために、自治 置かれるお年寄りへの目配りも求め ない。市町村は、介護保険の枠外に え方といえる。けれども、介護を受 体や市民の様々な工夫、模索が始ま 者を保護する仕組みづくりが欠かせ 寄りだ。サービスの質を高め、利用 けるのは、心身の状態が衰えたお年 利用者が自分の意思でサービスを 事業者名や所在地、電話



## r 中旬から始める。 介護サー 事業者の情報を得られる。 ビス計画を作るときなどに NET) のサービスを十月 システム」(通称・WAM

省所管の「社 ネットワーク 保健医療情報 ンターネット 事業団」は、イ いての情報が できる「福祉 者情報を検索 で全国の事業 会福祉·医療 用者は選択で なければ、利

★厚生省。介護保険制度施行準備室

**☎**03—3503—1711

|| |http://www.mhw.go.jp/ || ||各地の自治体のホームページを検索するなら ||http://search.nippon-net.ne.jp

/search\_mha.html

祉権利擁護事業の担当部署

- ビスをめぐる消費者被害の相談先 100

ブッシュホン回線ならどこからでも

「#8080」でつながる

★住民サイドの福祉行政を進める市町村 長の会「福祉自治体ユニット」

**☎**03-3266-9319

★介護の社会化を進める1万人市民委員会

☎03-3235-1667 http://www.kaigo.or.jp/

道府県が入力する。営業時 者が自ら入力する。 行政による指導、苦情内容 しかし、サービスの質や

★患者の権利オンブズマン

**☎**03--3581--5658

在字ケアを支える診療所全国ネ

**2**0726—87—7561

·呆(ほ) け老人をかかえる家族の会

(http://www2f.biglobe.ne.jp

boke/boke2. htm

寺養ホーム を良くする市民の会

FAX03--3235--0050

高齢社会をよくする女性の会

**☎**03 — 3356 — 3564

(月、水、金曜日に限る)

抑制廃止研究所

FAX0426-54-

抑制廃止についての相談先

寸 腊

か、掃除ができるかなど七十三(現 ック項目は、歩けるか、顔が洗える に自治体の調査員が面接する。チェ のサービスが必要かを判断するため 本人や家族が申請すると、どの程度

調査の結果を調べた。 山口県宇部市が昨年度に行った事前 異なるサービスのランクを示すこと によってかなりばらつき、約半数で 必要な本人の状態の評価は、調査員 が、山口大学医学部の大井律子医師 (整形外科)らの分析で分かった。 来春から動き出す介護保険では、 介護保険のサービスを決める際に 在は八十五)。 の項目で判断が食い違い、評価が全 項目で一致したのは一例もなかっ が、申請した人一人あたり平均十四 々に訪問したのは四十六人分あった ービスのランクが調査員次第で違う た。その結果、六段階に分かれたサ 同一人物を二人以上の調査員が別

と指摘している。 り、保険の信頼性も薄れてしまう ービスを受ける側に不公平感がつの いと、判断のばらつきのために、サ 場合が約半数に達した。 大井さんは「十分な研修を設けな 調查 調査表を作成

要介護認定 〈2次判定 市区町村の保健・医療 学識経験者による判定 非認定 要支援

ホームへルパーのサービスは市の一般会計から出す。

を継続させる方針だ。経費

応分の負担を求める方向 福祉サービスでも利用者に

厚生省は認定漏れ対策と

則的にが事の福祉サービス神奈川県相模原市は、原

平が生じる。市は、 サービス利用者との不公

一般

とって大きな課題だ。 高齢者への対応が市町村に る場合がある。認定編れの れ、介護保険の対象外にな る人が「自立」と認定さ

## 介護保険準備班の光吉明子 赤い数字が目をひく。市の の正面玄関にある大看板の 長崎県佐世保市。市役所 介護保険開始まであ での試み

ビスの質の向上」のモデル

ら意見や苦情を聞き、サー だ。第三者として利用者か 情調整役を委託される予定

の特養ホームを訪ね、研修

どで意思能力を失いつつあ

への対応③痴ほうや衰弱な サービスの質の確保②虐待

施設オンブズマンを四年前 から受け入れている大分市

者の権利擁護として①介護

光吉さんは、「介護サー

さん(三九)が毎朝、数字を

つずつ減らしている。

と187日

師の荒木宏之さん(三)たち タートを目指している。 事業の担当だ。十月中のス のある老人保健施設から苦 る会」のメンバーは、市内 「佐世保・介護を共に考え とのモデル事業で、薬剤 ビスの質の向上を求める。 施設オンブズマンだ。 経験者や看護婦が多い。 た。メンバーは家族介護の た「市民の会」から生まれ 会は、市が公募してでき 準備のため、今年四月、

向上させる」という。 入る緊張感が、施設の質を きだ」と話す。 今村知明さん(三五)は、高齢 門のオンブズマンを作るべ 光吉さんは「外部の人が 佐世保市保健福祉部長の

的に多いのは③の事例だ。 との人たちを支える、土台 る人をだれがどう守るか りの痴ほろの方ですから。 の整備が大切です」 要介護者の三割は、かな 今村さんによると、圧倒 -の三点を挙げる。 ーター」がお年寄りの財産 銀行の貸金庫を借り、預金 る仕組みだ。 通帳や実印、証書類を預か 保全などにかかわる。市が

の施設だけでなく、在宅サ

ービスも含めた介護保険専

をした。荒木さんは「特定

しんセンター」を発足させ か、専門の「権利擁護サポ る。相談や苦情を受けるほ 祉協議会内に「高齢者あん 同市は十月一日、市社会福 こうした状況を踏まえ、 者宅や事業者を訪ねて点検 することにしている。 されているかなどを、高齢 が妥当か②計画どおり実施 無作為に選び、①計画が持 以上の介護サービス計画を ケアマネジャーごとに五つ 定の事業者に偏らず、内容 また、市の保健婦十人が

認定漏れ」対策

現にサービスを受けてい

パー利用者の約七割は、 一人が少なくて利用者負担ゼ

も負担を求めないと、一割

口の人だった。来年度以降

の自己負担がある介護保険

盛り込んだが自自公三党の来年度予算案の概算要求に 予防・生活支援事業」を、 して、百三十億円の「介護

になりそうだ。正見では などでのレクリエオション ドビスは老人福祉センター は家事援助が中心。デイサ

用者負担だ。昨年度のヘル

が検討される見通しだ。

政策協議の中で、積み上げ

問題はい人員の確保と利

# 権 利 擁護

低下した人が適切なサービ **殉ほうなどで判断能力が** 社会福祉協議会と契約を結

だりするのは、かなり難し

スを選んだり、契約を結ん

るため、成年後見制度と地 域福祉権利擁護事業—上図 こうした人たちを保護す

=が導入される。

所で選任された法定後見人 た人については、 判断能力が著しく低下し 家庭裁判

サービスの利用契約などを ので、判断能力が不十分な 成年後見制度を補完するも 結ぶことができる。 人が対象だ。本人が地域の一の案を検討中だ。 地域福祉権利擁護事業は 本人の代理として介護 を進めている。

> る情報提供や助言が受けら ぶと、介護サービスに関す れる。利用料は月に数千円 などを記載した「契約警別 ービスの具体的内容や料金

スットのホームページで公 約曹案を作った。インター 士会と協力して標準的な契 相談・苦情対応窓口などを の三つからなる。 記した「重要事項説明書」 名古屋市も、名古屋弁護

程度とされる。 紙」③職員の職種。

苦情処理

でとにモデルとなる契約<br />
曹 せた。在宅、施設サービス 検討委員会を五月に発足さ 者も加えた利用者保護制度 問題、法律の専門家に事業 東京都は、福祉、消費者 審査・支払いをする。 り、介護保険でも介護費の の審査・支払いをしてお 図。国保連は通常、医療費 る国民健康保険団体連合会 情処理は、各都道府県にあ (国保連)が担当する=下

介護サービスに関する苦 すか、国保連に直接、浩情 や居宅介護支援事業者を通 に不満がある場合、市町村 を言うことができる。 国民健康保険中央会によ 提供されたサービス内容

一法律や福祉の専門家を中心 ると、それぞれの国保連が の人はなじみが薄い。 県に一カ所しかなく、一般 当たるという。 学生などを非常動調査員と 員会を設置する。法学部の して委嘱し、調査や指導に に数人からなる苦情処理委 しかし、国保連は都道府

国保連によるサ 結果通知 申し立て 苦情 居宅介護支援事業(介護サービス計画 市町村 作成機関) 各都道府県の国民健康保険団体 合会(国保連) 調査 指導 助言 朝命行 居宅介護支援事業者 サービス提供事業者

契約官書

一齢者だ。介護の現場は密室 化しやすく、トラブルが起 は、心身の状態が衰えた高 ぐために、いくつかの自治 体が契約費のモデルづくり きる恐れもある。被害を防 介護サービスを受けるの ど基本的な内容を盛り込ん | 密保持や解約、賠償責任な だ「基本契約警部分」②サ 公表されている案は①秘

一開している。

市町村の中には、独自に とにしている。 を設け、その中にサー 条例で介護保険運営審議会 窓口で受け付けた哲情は、 部会を設ける予定だ。市の きもある。愛知県高浜市は 苦情処理をしようとする 苦情処理部会が対応すると 第三着評価と苦情処理の

9月27日、町民会館で行われた『介護保険制度』の説明会に参加しました。知れば知るほど 疑問がわいてきました。以下、私の疑問点や意見をまとめてみます。

- 1. これまで行ってきた行政サービスは、どうなるのでしょう。介護保険が始まっても、まだ行ってくれるサービスがあるなら、ぜひ公表してほしい。
- 2. 一旦全額自己負担した後、申請により 9 割が後で市区町村から支給される現物給付のサービスがあるそうだけど、お年寄りの中には、金融機関でお金を下ろすのが難しい人もいるのでは?
- 3. 在宅サービスは12種類に限定されてしまう。たとえば食事サービスなどは民間会社によって補うことになるのだろうけれど、費用の負担が増えるのではないか?
- 4. ボームヘルパーさんも、一人ひとりのお年寄りにトータルに関わる事ができなくなるのでは? "福祉の商品化"とよく意惧されているけれど…。
- 5. 要介護度の認定と、ケアプラン作成における公平性の問題。何といっても一番気がかりなのがこれです。まず、要介護度の認定についてですが、訪問調査の際、現状よりも悪いように答えたり、ふるまったりしておいた方が得だというのが常識になりつつあります。正直者が損をするようでは困るのですが…。そして、かかりつけ医の意見書が大きなヴェートを占めるようだけれど、一人の医師の意見のみによっていて公平性は保てるのでしょうか?さらに、市区町村内での判定チーム間で判定のばらづきができることも予想されます。朝日新聞(1999年9月24日)によると、北九州市では、「平準化委員」を作っているそうですが重信町ではどうなのでしょう。

次に、ケアマネジャーがケアプランを作成する場合についての疑問。ケアマネジャーはサービス提供をする施設に所属している場合が多くなるようです。施設に雇われているという状況の中でケアプランを作成して、はたして中立性が保てるでしょうか。利用する立場から考えても、ケアマネジャーに相談するより以前に、施設の選択を先にしないといけなくなります。順序が逆転してしまうのです。そして、そのサービス提供事業者についての情報をどこから得ることができるのでしょう。厚生省は、インターネットで検索できるようにするそうですが、所在地や電話番号などの基本情報のみです。我々が本当に知りたいのはサービスの質についてなのです。自己選択を迫られても、多数の施設の中から自分に合った施設を見つけ出すのは、なかなか大変です。このケアマネジャーこそ、中立の立場をとる行政に関わっていただきたいと思います。行政も事業者に介護報酬を支払うのですから、プラン作成と事業者の監督をしっかりと行ってほしいものです。

町からいただいたリーフレットには、「できるだけ家庭で介護する家族の負担を軽減し、 介護を社会全体で支え、老後の不安を取り除き、安心して暮らしていただくための新しい 制度として、介護保険制度は創設されました。」とありますが、説明を聞いていくにつれ て???と疑問ばかりが出てきてしまいました。具体的には、

- ①介護保険料を払った上に介護サービスをうけた利用金額の10%を自己負担しなけりばならず、所得の低い人は介護が受けにくくなる。
- ②「自立」「要支援」と判定された人や、元気な老人の福祉が削られる傾向が強い。
- ③確実に保険料を徴収できる第2号被保険者(サラリーマン等)から全体の33%をしっかり確保しておいて、老化が原因とされる病気以外は介護保険が受けられない。
- ④同居家族のいる人は家族の支援を受けながら介護サービスを利用すればなんとかなるだろうが、独居の人が介護が必要となったとき、月額介護サービスを使い切ったら全額負担をしなければサービスが受けられず、特別養護老人ホームや老人保険施設にも入居が難しいとなると、一体どうなってしまうのか。
- ⑤介護認定方法が不十分。
- ⑥介護サービス計画(ケアプラン)の専門員(ケアマネージャー)が、公的機関に所属する人なら公平に計画を立ててもらえるだろうが、実際は民間の病院・老人ホームに所属する人が多く公平な立場で計画が立てられるのか。(自分で計画を立てる事はできる。)

等とザッとあげてもこれだけの不安材料ばかりが出てくる。さらにここにきて、低所得者に限り介護サービス自己負担の10%→3%に軽減しようというありがたい話しが出てきたが、政治的な思惑がちらつき、消費税と同じく3%は初めだけで上げていくのは確実であろう。

介護保険リーフレットの最後に、「万が一、介護が必要となっても、これからは介護保険が支えてくれるので安心です。でも、何よりも大切なのは健康で生きいきとした毎日を過ごすこと。できることなら、介護保険のお世話にならず、いつまでも元気でいたいものですね。」と結んであります。そうありたいと願ってはいますが、いざという時安心して自分の身をゆだねられるシステムに育っていく介護保険であってほしいものです。



1998年5月 東京社会保障推進協議会 発行の研み より 高齢社会のなかで、介護の問題はまさに国民的な課題となってきています。過剰な介護疲れによる無理心中などが相次ぎ、家族の深刻な事態は察するに余りあります。

1997年12月9日に衆院で可決・成立した介護保険法はこうした状況を真に解決するものでなければならないはずです。ところが実際は、政府のいう「構造改革」の名のもとに公的責任をかなぐりすて、私たちのたたかいとってきた社会保障を根底から奪ってしまうものに他なりません。

政府は消費税も高齢化対策には6%程度しか使わず、銀行救済 に30兆円も投入しながら、社会保障費を削減し続けています。

介護についての基盤整備が極めて不充分なままに国民負担を増大させ、現行の福祉サービスの基準さえ切り下げられることが予測されています。加えて規制緩和をして営利企業の参入を許し、サービスの足りない分は各自がお金で買ってもらおうというのですから、金の切れ目が介護の「切れ目」となりかねません。

実施主体である市区町村も財源不足のまま、政府の指示する事業計画の準備を、この4月からそれぞれスタートさせています。

介護保険制度の問題点を的確につかみ、豊かな人間らしい介護保障を求める運動を広範に強めていくことが急務になっています。

私たちの運動の力で、シルバーバスや老人・障害者医療費助成制度を守り抜いた画期的成果をさらに発展させていきましょう。

この冊子がその運動を拡げていくために大いに役立つよう願っ てやみません。

介護保険・以 保険料は大払って れば誰でも介護 がそけられるのです



。いいえ、だれでも受けられるわけではありません。

それは、介護が必要なとき介護保険の給付(サービス)を受けたいと思っても認定審査会で「認定された人」しか受けられないからです。認定される人はかなり重度の人に限定され、いまデイサービスなどを利用している人の多くが、対象からはずされるのではないかと危惧されています。厚生省は、65歳以上で給付を受けられる人を13%と推計しています。残り87%の人は「保険料をただひたすら払うだけ」です。さらに40歳~60歳までの給付は、わずか0.23%と推計し、内容も加齢による若年性痴呆、脳血管障害などに限定され、交通事故等により要介護状態になっても受けられません。

つまり、医療保険のように保険料を払い保険証さえ持っていれば必要なとき誰でもつかえるものではないのです。だから「保険料あって介護なし」と言われています。





今夜は、韓国の人と会って話ができるぞ!…と、妙に張り切る8月21日土曜日の朝 6時40分。 私は、NHKテレビで放送されるハングル語講座にチャンネルを合わせていた。

付け焼き刃でもいいから、少し韓国のことを知っていようと思ったのだ。 韓国の釜山から日本にいらした崔 (チェ) さんは、思っていた以上に日本語 会話が上手く出来る方だった。 参加者一同、本当に感心してしまう程だった。

### 中学生の質問

日本語を、どんな風に勉強したのですか?。

## 崔さんの答え

師に恵まれたこともあるけど、日本語会話を入れたテープを、テープがす り切れる位まで何回も聞いた。

外国語学習は、聞き慣れることから始めると良いと思います。

## 崔さんが日本に来て感じたこと

- 人口500万人の釜山の市民気質が、大阪に似ている。
- 日本のテレビは、何でも流しているように思うが、韓国では、市民が テレビの放映内容を厳しくチェックしている。
- 日本人とのコミュニケーションは、私にとってやりやすいもの。韓国人は、イエスかノーの二者択一で中間がない。
- 日本の女性は、自己主張する人が少ないように思う。
- 日本と韓国の教育システムは、よく似ている。

予定していた時間が過ぎても,話題は尽きなかったけど,又の機会を期待して,閉塾となった。

今夜の出会いで、私の中の世界の輪が、また広がった。

段階では四国最大となる太 **正の新庁舎に導入する。**一 万円が可決された。 光発電設備を来春完成予 の関心の高まりを受け 同町によると、環境問題 九日開かれた町議会定例 設備工事費九千七百

の屋上に設置。 陽光発電を導入する。 六十器の最大発電能力のあ XEOO) と共同で、 系機関「新エネルギー産業 る設備を新庁舎

初新園

重信町

さいで大掛かりなも る。四国では、 設備(松山市勝岡町、三百 所有する太陽光発電実験 半額はNEOOが負担 四国電力が 本格運用される。町は約五 三月に試験運用、 置の正式決定をする予定。 年間にわたってNEDOに 八月にNEDOか共同設 四月から り、五%程度を太陽光発電

で賄うことになる。

二百五十万円とみられてお 月の電力料金は二百四十~

新庁舎落成の楽しみが、こ れで増しました。

環境に配慮した取組は,各 方面で進めてほしいものです。

庁舎内は、もちろん"全館 禁煙"でしょうね!!。

そろそろ、町広報で、再度 ゴミ問題を取り上げてほしい ですね。

袋指定の効果も知りたいし, 分別ゴミは, きちんと分別さ れだしたのかも知りたいです 120

分別ゴミ置場に, ゴミ分別 の仕方や回収日についての立 派な看板が立ちました。

効果が上がるといいですね。

同システムの月平均発電

十三万円程度。新庁舎の毎 おれ、電気料金に換算して

0月例会のお知らせ』

10時から H 時 10月29日(金) :

徳見を出し合いましょう。 場 所 町 民 会 館 :

『今後の活動について』

くらしの学習会では, 随時会員を募集しております。

活動会員 2,000円/年 購読会員 1,000円/年

版及口座番号 (郵便局) 01610-5-21026 くらしの学習会

問い合わせ先 TEL · FAX 089-964-6956(林)